

[異常時通報連絡の公表文（様式1-1）]

伊方1, 2号機放水口水モニタ値の上昇について

13. 5. 10  
環境政策課  
(内線2443)

[異常の区分]

国への法律・通達に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル]
県の公表区分		A ・ B ・ C
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量]
異常の概要	発生日時	13年 4月21日15時10分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備
		管理区域内 ・ 管理区域外
	種類	・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他

[異常の内容]

4月21日15時25分、四国電力(株)から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 4月21日15時10分頃、1, 2号機放水口水モニタ値が7.6cpsに上昇し、「10分間平均注意」の信号が発信した。(信号設定値: 7.6cps)
- 信号発信時、発電所からの液体廃棄物の放出は実施しておらず、放水口につながるモニタ値にも異常ない。
- 降雨による影響を含めて詳細を調査中である。
- この事象による環境への放射能の影響はない。

[異常の原因及び復旧状況]

4月21日19時15分、四国電力(株)から、上記に加え、放水口海水を分析した結果人工放射性核種が検出されていないことから、降雨による自然変動と判断する旨の連絡がありました。

県としては、四国電力の調査結果及び過去の同様の事例等から、降雨による自然放射線の上昇による影響と確認しました。

(伊方発電所及び周辺の状況)

原子炉の運転状況	1号機	運転中(出力100%)・停止中
	2号機	運転中(出力100%)・停止中
	3号機	運転中(出力 %)・停止中

発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況	<b>通常値</b> ・ <b>異常値</b> (1, 2号機放水口モニタ以外) (1, 2号機放水口モニタ)
周辺環境放射線の状況	<b>通常値</b> ・ <b>異常値</b>

## 伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ)

発信年月日	平成13年 4月21日 (土) 15時 25分
発 信 者	伊方発電所 岡崎
号 機	1号機 (566 MW) ・ 2号機 (566 MW) ・ 3号機 (890 MW)
発 生 前 状 況	1. 1, 2号機 出力566 MWにて( <b>出力運転中</b> ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2. 3号機 第5回 定期検査中
発生 状況 概要	設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ <b>モニタ関係</b> ・ その他
	1. 発生日時： 4月 21日 15時 10分
	2. 場 所： 伊方 <b>1号機</b> ・ <b>2号機</b> ・ 3号機 <b>放水口</b>
	3. 状 況：  4月21日15時10分頃、1・2号機の放水口モニタの指示が上昇し、「10分平均注意」の信号が発信しました。 15時10分現在の指示値 : 約7.6 cps ・「10分平均注意」の信号設定値： 7.6 cps  信号発信時、発電所から放射性液体廃棄物の放出は実施しておらず、放水口に継がるモニタ指示にも異常は認められておりません。 現在の発電所周辺の天候は雨であることから、降雨による影響も含めて詳細を調査中です。  この事象による環境への放射能の影響はありません。

運転状況	1号機： <b>出力運転中</b> ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中 2号機： <b>出力運転中</b> ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中 3号機：出力運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・ <b>定検中</b>
備考	

伊 方 発 電 所 情 報  
(お知らせ, 第2報)

発信年月日	平成13年 4月21日 ( 土 ) 19時 15分
発 信 者	伊方発電所 岡崎
号 機	定検中 1号機 (566 MW) ・2号機 (566 MW) ・3号機 ( <del>890 MW</del> )
発 生 前 状 況	1. 1、2号機 出力566 MWにて( <b>出力運転中</b> ・調整運転中・出力上昇中・出力降下中) 2. 3号機 第5回 定期検査中
発生 状況 概要	設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ <b>モニタ関係</b> ・ その他
	1. 発生日時： 4月 21日 15時 10分 2. 場 所： 伊方1, 2号機 放水口
	3. 状 況：  4月21日15時10分頃、1, 2号機の放水口モニタの指示が上昇し、「10分間平均注意」の信号が発信しました。 15時10分現在の指示値 : 約7.6 cps  * 「10分間平均注意」の信号設定値： 7.6 cps

	<p>S</p> <p>(以上お知らせ済)</p> <p>以下の調査結果より降雨による自然変動と判断いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信号発信時、発電所からの放射性液体廃棄物の放出実績なし</li> <li>・ " "、1号及び2号の廃棄物処理設備排水モニタ平常値</li> <li>・ 15時38分に放水口海水を手分析した結果、人工核種は検出されていない。</li> <li>・ 発電所周辺の天候は、本日未明より連続して雨がふっている。</li> </ul> <p>これをもちまして、本事象に係るお知らせを終了させていただきます。</p>
<p>運転状況</p>	<p>1号機：<b>出力運転中</b>・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中</p> <p>2号機：<b>出力運転中</b>・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・定検中</p> <p>3号機：出力運転中・調整運転中・出力上昇中・出力降下中・<b>定検中</b></p>
<p>備考</p>	

[県の公表区分の説明など](#)

[発生場所（地図）](#)

[現場写真](#)

[周辺環境放射線確認結果](#)

[発生箇所（系統図）](#)

[用語解説](#)

(参考)

1 国への法律・通達に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び大臣通達等に基づき、国（経済産業省原子力安全・保安院等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律・通達に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態
C	○区分A, B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）以上の被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

**周辺環境放射線調査結果**  
(県環境放射線テレメータ装置により確認)

平成13年4月21日(土)

(単位：ナグレイ/時)

測定局		測定値					平常の変動幅の 最大値	
		時刻 14:50	15:00	15:10	15:20	15:30	降雨時	降雨時 以外
愛媛県	モニタリングステーション	31	32	32	32	32	40	18
	九町モニタリングポスト	64	65	66	66	65	76	59
	湊浦モニタリングポスト	56	54	55	56	54	63	53
	伊方越モニタリングポスト	26	26	27	27	27	-	-
	川永田モニタリングポスト	29	30	31	30	31	-	-
	豊之浦モニタリングポスト	22	22	23	23	23	-	-
	加周モニタリングポスト	25	25	25	25	25	-	-
	大成モニタリングポスト	25	25	25	26	25	-	-
四国電力(株)	モニタリングステーション	28	29	29	29	28	36	17
	モニタリングポストNo.1	30	31	31	32	30	38	17
	モニタリングポストNo.2	30	31	31	31	31	38	16
	モニタリングポストNo.3	29	29	30	31	30	38	15
	モニタリングポストNo.4	30	31	31	32	30	38	16

※降雨の状況：**有**・無

(参考)

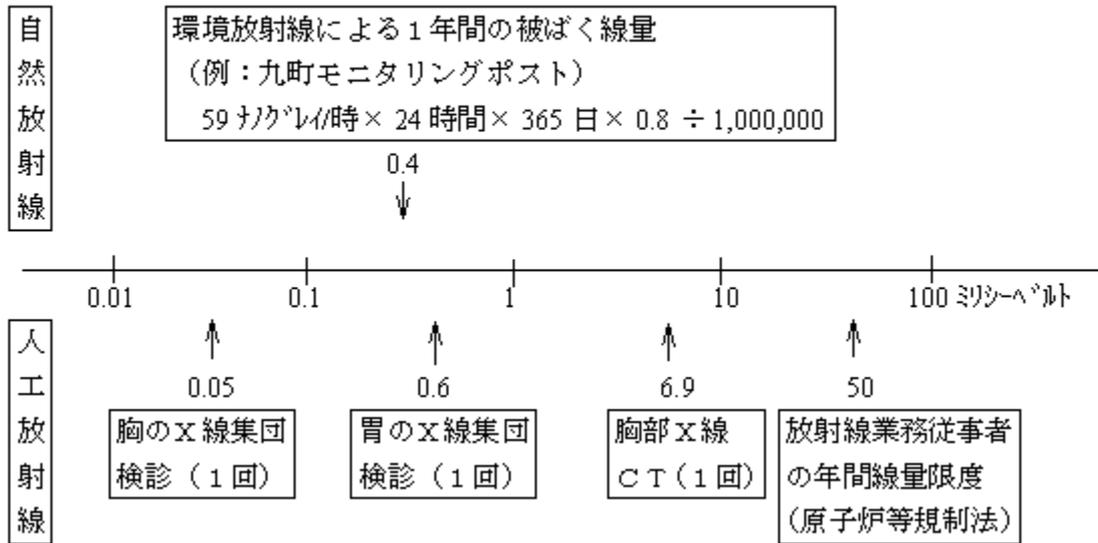
- 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力安全委員会の環境放射線モニタリング指針に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。

「平常の変動幅」は、過去2年間の測定値を統計処理した幅（平均値±標準偏差の3倍）としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。

- 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。

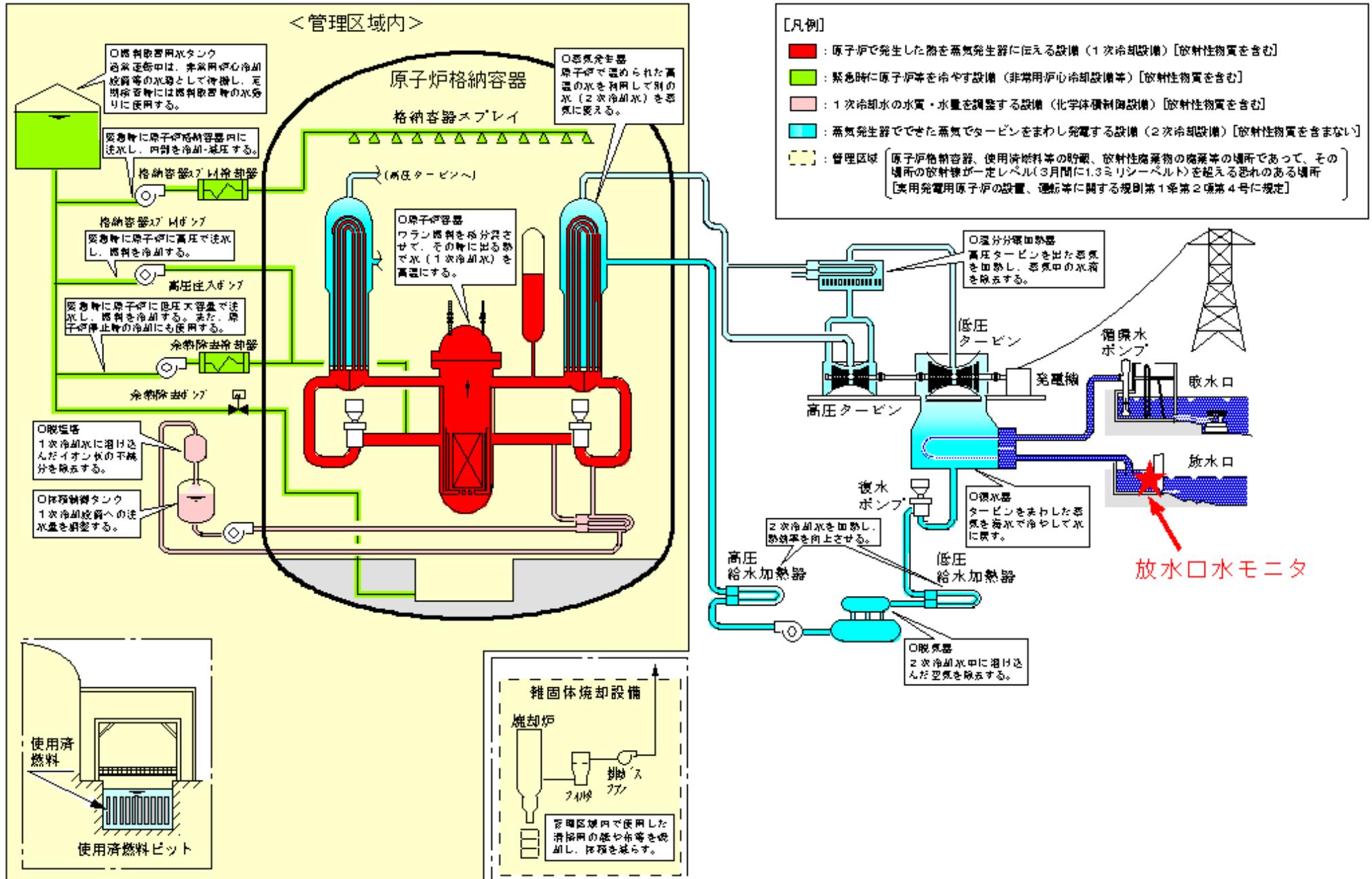
例えば、九町モニタリングポスト（線量率59ナグレイ/時）付近では、1年間に約0.4ミリシーベルト（ミリはナノの100万倍を表す）の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合とほぼ同じ程度の量です。

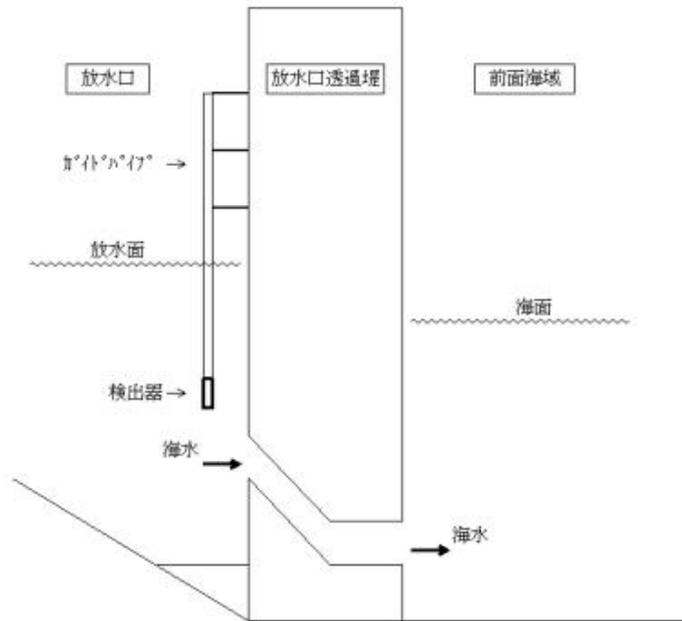
(放射線量の例)





# 伊方発電所 基本系統図





1, 2号機放水口水モニタ設置図



伊方1, 2号機放水口水モニタ設置状況

## 用語解説

### ○放水口水モニタ

伊方発電所の放水口からの放流水のガンマ線を測定するために設置されている放射線測定器。1, 2号機は、放水ピット中に設置されており、3号機は水を放水ピットから汲み上げて測定する形式となっている。

県では、テレメータにより四国電力の放水口水モニタ値を連続監視しており、過去の最大値を超えると、テレメータから関係者の電話、ポケットベルに自動通報があり、原因調査を開始することとしている。

### ○廃棄物処理設備排水モニタ

液体放射性廃棄物は、モニタタンク等に貯められ、放射性物質等の分析を行って法令値を満たしていることを確認した後、廃棄物処理設備排水モニタで監視しながら放出され、最終的には放水口で海水と混合して放出されている。

### ○降雨により放水口水モニタが上昇する理由

降雨があると、大気中の自然放射性物質が地表に洗い落とされ、地表近くの放射線量が上昇するが、伊方1, 2号機の放水口水モニタの検出器は、放水ピット中に直接設置されているため、大気中の放射性物質の影響を受けてモニタ値が上昇する。

伊方3号機の放水口水モニタは、放水ピットから水を汲み上げて、遮蔽された箱の中で検出器により測定する形式となっているため、降雨による影響は少ない。

確認書改定（平成11年12月24日）以降、同様の事例が4回発生し、四国電力から通報連絡を受けている。

### ○cps (シ-ピ-エス) (count per second)

1秒間に計測される放射線の数。